

町民の皆さまへ

県内において感染力の強い変異株の影響もあり、これまでにないスピードで急速に感染が拡大していることを踏まえ、福島県非常事態宣言が発せられ5月15日から31日まで、県内全域に対して、緊急特別対策を拡大することが示されました。この要請により、町は飲食店の営業自粛、公共施設の休館などを決定いたしました。町民の皆さん、事業者の皆さんには、大変ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

自分自身と大切な人の命を守るため、一人ひとりが感染予防対策を徹底してください。

会津坂下町新型コロナウイルス感染症対策本部長
会津坂下町長

齋藤 文英

福島県 新型コロナウイルス感染症 緊急特別対策

(令和3年5月15日(土)～31日(月))

緊急特別対策

令和3年5月14日 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

感染拡大防止、医療提供体制の崩壊を防ぐため、**県内全域**に以下の協力を要請します。

県民の皆さまへのお願い

不要不急の外出自粛

■期間 5月15日(土)～5月31日(月)

※特に、感染対策が徹底されていない飲食店や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店の利用を厳に控えてください。

事業者の皆さまへのお願い

【飲食店】

○午後8時から午前5時までの時間帯の営業自粛
(酒類の提供は午前11時から午後7時まで)

■対象 食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた以下の施設
・接待を伴う飲食店 ・酒類を提供する飲食店

■期間 5月15日(土)午後8時～6月1日(月)午前5時

【全ての事業者】

○業種別ガイドラインの遵守

○テレワークやウェブ会議などを活用した外出機会の縮減

事業者支援

【時短営業に御協力いただいた場合】

協力金を支給(1日当たり2.5万円～(売上高に応じて))

【上記以外の皆様】

○本対策により影響を受けた中小法人等に、**一時金**を支給

■相談窓口 福島県コールセンター

電話024-521-8562(受付時間9時～17時)

その他の対応

- 大学・専門学校……感染リスクの高い活動(例：感染防止対策が徹底できないサークル活動、大人数での懇親会など)を控えるよう、学生への注意喚起の徹底をお願いします。
- 小・中・高等学校……感染リスクの高い学習活動(部活動での実施を含む)や宿泊を伴う学校行事等の停止、他校との合同練習や練習試合の停止など、感染拡大防止対策の徹底をお願いします。
- 医療機関、高齢者・障がい(児)者施設……感染防止対策に見落としがないか、改めて確認をお願いします。

▼裏面のお知らせもご覧ください。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 町施設の休館・利用の一時停止について

町内および近隣市町村に新型コロナウイルスの感染症が拡大していることから、感染防止対策として町施設の利用を一時停止することとしました。町民の皆さまにおかれましては、ご理解とご協力をお願いします。

なお、今後の感染状況により期間を延長する場合があります。ご不明な点は、各問い合わせ先までご連絡ください。

【期間】 5月15日（土）～5月31日（月）

●休館する施設

施設名	対応	問い合わせ
埋蔵文化財センター	休館	生涯学習班 ☎83-3010
五浪美術記念館		
旧五十嵐家住宅		農林振興班 ☎84-1505
農村環境改善センター		商工観光班 ☎83-5711
春日八郎おもいで館		
糸桜里の湯ばんげ	5月17日（月）～5月31日（月）休館	

●利用を一時停止する施設

施設名	対応	問い合わせ
子育てふれあい交流センター	施設の利用停止、相談業務のみ実施 ただし、電話による事前予約が必要	子ども支援班 ☎84-3712
		子育てふれあい交流センター ☎84-1784
学校体育施設	体育館・グラウンドの利用停止	生涯学習班 ☎83-3010
中央公民館	研修室などの利用停止 図書室は本の貸出・返却のみ	
健康管理センター	会議室などの利用停止 乳幼児健診のみ実施	保険年金班 ☎84-1501
各地区コミュニティセンター	会議室・体育館などの利用停止	政策企画班 ☎84-1504
保健福祉センター	会議室などの利用停止	福祉健康班 ☎84-1522
BM I 鶴沼球場・テニスコート	施設の利用停止	都市土木班 ☎84-1506
農村婦人の家		農林振興班 ☎84-1505
役場東分庁舎	会議室の利用停止	商工観光班 ☎83-5711

令和3年度会津坂下町生活支援事業について

町民の命と暮らしを守り、地域経済の活性化を支援する取り組みを継続するため、本年度も「会津坂下町生活支援事業」を実施します。

主な事業（抜粋）

- ばんげ応援商品券配布事業・・・全町民へ一律5千円分の商品券を配布します。
- 大学生等生活支援事業・・・町内出身の大学生、大学院生、短大生、専門学生、予備校生に、米などの町産品発送（年2回）および1人につき3万円を給付します。

※会津坂下町生活支援事業の詳細につきましては、5月25日（火）に区長自治会長を通して配布される文書でお知らせします。

問 政策財務課 政策企画班 ☎84-1504